令和2年度随意契約結果表

| 担当課名 | 学校教育部教育総務課 |
|-----------------|---|
| | |
| 案件名 | アイスタオル購入 |
| 案件の概要 | アイスタオル 9,000枚 |
| 随意契約の種類 | 単独随意契約 |
| 契約年月日 | 令和2年6月29日 |
| 契約の相手方 | ロイヤルホームセンター三田店 |
| 契約金額 | ¥2,960,100 (うち消費税¥269,100) |
| 契約期間 | 契約の日~令和2年7月10日まで |
| 随意契約とした理由 | 子どもたちの学びを保障し必要な授業時数を確保するため、令和2年度の夏季休業期間を短縮することとしているところであるが、児童生徒への暑さ対策、熱中症対策が必要であることから、当該商品を購入し児童生徒等に配布するものである。 当該経費は国の2次補正を受け本市において6月25日に成立した6月補正予算に基づくものであるが、納期については、事前に児童生徒への使用方法等の指導等を行うことを想定すると、少なくとも暑さが本格化する7月10日頃までの納入が望ましい。これらのことから、入札等の手続により行うことは困難であり、購入にあたっては、業者と購入価格や数量等の協議を早急に行い、緊急に確保していく必要があるものである。 希望する物品(色、サイズ、数量等)を納期内に提供できる見込みである相手方(業者)は1社しかなく、①緊急の必要がある場合【自治令167条の2第1項5号】、②その性質又は目的が競争入札に適さないもの【自治令167条の2第1項5号】のいずれにも該当することから、単独随意契約を行うものである。 |
| 随意契約とした 法的根拠 | 地方自治法施行令167条の2第1項5号、7号 【緊急の必要がある場合、その性質又は目的が競争入札に適さないもの】 |